

田阪法律事務所

代表 田阪 裕章

1件1件に真摯に向き合い、
『できることは全てやり尽くした』
と言えるように心掛けています



相続分野の豊富な知識と経験をもつ
法律事務所

確かな手腕で依頼者の人生を手助けする

大阪市北区。梅田に現代的なビルが立ち並ぶ一方で、中之島には大阪中央公会堂や中之島図書館といった歴史ある建築物が現存しており、過去と現在が混ざり合うレトロモダンな雰囲気の特徴だ。観光客やサラリーマン、学生といった人の動きも活発なこの地に、田阪法律事務所は位置している。

代表の田阪裕章弁護士は、勤務弁護士時代から積み上げた経験と確かな手腕により依頼者に寄り添ったアプローチを可能としている。その手腕を頼り、またセカンドオピニオンを求めて彼を尋ねる依頼者も少なくない。特に注力している分野は、人生において重要な局面といえる相続。依頼者にとって重大な意味を持つ相続問題に、田阪代表は日々向き合っている。

人生の転換点となった「司法制度改革」
多様なケースに取り組んだ経験が今も活きる

田阪代表はもともと郵政省や総務省に勤める公務員だった。そんな彼が弁護士への道を選んだきっかけは日本で巻き起こった「司法制度改革」だ。

改革以前の日本は「事前規制型」。個人や企業の活動、利害は主に行政の指導や規制により調整される社会構造だった。

しかし2001年、小泉内閣による「構造改革」が推し進められた結果、社会構造は「事後救済型」へと形を変える。それに伴って起きた「司法制度改革」によって、社会における法律の役割が見直されていった。「国民が自らの責任の下で自由に行動し、紛争や対立が生じた場合は法律を用いて解決する。当時の私はこの新たな法律の在り方に共感し、弁護士を志すようになったのです」

弁護士となってから勤務した事務所では、医療過誤を中心とした日々舞い込んでくる多種多様なケース

に、選り好みすることなく取り組んだ。

「医療過誤のケースを解決に導くには、カルテをはじめとした膨大な記録を読み込んだ上で、医学の知識も頭に入れてから、専門家である医師と議論しなければなりません。医療過誤事件を遂行することはかなり難易度の高い業務ではありますが、それと共に、弁護士業務の基本もこの時期に習得しました」

遺言書の小さな不備がトラブルに発展する 万全な相続のためにも早めの遺言書作成が肝心

2024年1月に開業した田阪法律事務所では、遺産相続の中でも「遺言書」や「事業承継」、「遺産の使い込み」が関わるケースに注力して取り組んでいる。

「遺言書に関するトラブルは、遺言書の有効性、特に遺言者の判断能力が論点になる場合が多い」と田阪弁護士。遺言書の形式には、主に、公証役場などで公証人と共に作成する「公正証書遺言」と、遺言者の手書きによって作成される「自筆証書遺言」の2種類がある。

「遺言書の内容が自らに有利な相続人は『遺言書は有効である』と主張し、不利な相続人は『遺言者に判断能力がなかった』『形式に不備がある』などと主張したくなるものです。このような双方の意見の食い違いが紛争になります」

こうした遺言書にまつわるトラブルについて、具体例を伺った。

「二人暮らしだった母が亡くなり、遺言書が出てきましたが、その内容が『遺産は長男に全部渡す』というものでした。それを見て依頼者さん（三男）と次男は驚きと憤りを感じたと言います。というのも、長男は遠方に住んでおり、実際母親の世話をずっとしていたのは依頼者さんと次男夫婦だったからです」

「なぜこのような遺言が書かれたか」というと、長男が母親にせがんで自分に有利な内容の遺言書作成を、長男主導で行ったというのです」

「この事例では、依頼者さん・次男夫婦VS長男という構図の争いになり、まずは遺言書の有効性を検討しなければなりません。判断能力が問題になりそうであれば、入院していた病院のカルテ、介護の記録、介護保険の主治医意見書・認定調査票などの資料を収集し、場合によっては専門の医師の意見も聞きながら、検討を進めます。自筆証書遺言の場合には、形式に不備があるかどうか慎重に検討しなければなりません」

このような遺言書にまつわるトラブルの1番の対応策として、田阪代表は「内容や作り方に気を付けながらの早めの遺言書作成が必須」だと語る。

「遺言書作成は、住宅ローン等を利用して自宅を購入するなど、資産の形成をはじめめる段階でスタートすることが望ましいです。そしてその後も、資産の変動のたびに、定期的に遺言書の内容を見直していく、という手法が、遺言書の有効性を担保するためには効果的だと考えています」

自分亡き後、どのような要素が相続トラブルに繋がってしまうのかを予想するのは困難だろう。だからこそ田阪代表は「未来のトラブルをどこまで考え抜いて、どこまで準備すべきなのか、相続対策には慎重かつ周到な準備が必要不可欠です。当事務所では積極的に遺言書作成に関するご相談に取り組んでいます。勿論、トラブルを完全に防ぐことはできま



出来る限り依頼者の意向に沿った形での解決を心掛け、専門家に早めに相談することを勧めている

せん。トラブルが起こった場合には、できるだけ早くご相談いただければと思います」と相続について早めに考えることの重要性を説いた。

株式や不動産など、多岐に渡る遺産がトラブルリスクになる事業承継
名義が複雑に絡み合う共有不動産にも要注意

企業の代表から次世代の後継者へ事業、そして遺産が受け継がれる「事業承継」も同事務所が力を入れる分野の1つだ。

「事業承継では株や不動産等、遺産の種類が多岐に渡ります。その上、相続税対策によって財産関係が複雑になり、トラブルの元になることが多い」という。事業承継のトラブルに関する事例を伺った。

「元々依頼者さんは父の営む会社を継ぐ予定で会社に属し、業務に励んでいましたが、方針の違いから父と仲違いをして会社を辞めさせられてしまい、依頼者さんの妹が専務取締役として会社の事業に携わっているような状況でした。その状況で父親が亡くなり相続が発生。依頼者さんは『生前父からは会社の株式は6割が父親名義、2割が私名義、2割が妹名義と聞かされていたのに、相続時にいざふたを開けてみると、父が3割、妹が5割、私が2割だった。何とか本来受け取れるはずだった会社の株式を取り戻すことができないか』とおっしゃいます」

「この事例では、妹が無断で株式の名義を移転させていたかどうかのポイントになります。妹への名義移転が無効であるなら、訴訟を経て、父から妹へ移った3割分の株式も相続対象とすることができます」

この事例のように、「事業をやっておられる方の相続は株式をめぐるトラブルが多くなりがち。その理由は、株式の価値の把握と株主の把握が困難であるからです」と田阪弁護士。「日本の中小企業の大半は株式未公開の非上場の会社です。だからこそ、上記2つの把握が困難になり、それが色んなトラブルリスクを生み出すというわけです。一方でトラブルにならないようにする対策もありますので、悩まれている方はぜひ専門家を頼って欲しいと思います」

事業承継のトラブルにおいて、もう1つ気を付けるべきものである「共有不動産」。田阪弁護士に事例も交え詳細を伺った。「長年不動産事業を営んできた父が亡くなり、相続が発生。相続人は母と依頼者さん（長男）、長女、次女の計4人。遺言はありません。遺産に多くの不動産がありますが、中には土地の半分が父、もう半分が依頼者さん（長男）、土地の上に建っている建物が会社名義になっているものも。会社自体は長女が継ぎつつ、依頼者さん（長男）の法定相続分をどう確保すればいいかといったご相談でした」

「この場合は、長女が共有の不動産を含め、全ての不動産を取得した上で、長女から代償金を受け取るか、相続対象（共有不動産含む）の全ての不動産を会社に売却して売却代金の分配を受けるなどの方法が考えられます。しかし実際はそう簡単に実現しません。誰がどの不動産を貰うのかや、不動産の管理や処分をどうするのかといった問題が生じてきます」

また、「不動産が収益物件であれば、その取り合いになることや、受け取った家賃の分配を巡って揉めることも多いです」とも。「共有不動産の問題に関しても、解決法がそれぞれのケースでいくつもありますので、早めに専門家に相談することが大切です」と田阪弁護士。

相続のトラブルリスクとなる「遺産の使い込み」
常に証拠を残して管理する心掛けがトラブルを未然に防ぐ

前述の遺言、事業承継と並び、田阪弁護士が注力する「遺産の使い込み（使途不明金）」。「これが起きて



「人生の次のステップに進もうとする依頼者さんのお手伝いが出来るところに弁護士としてのやりがいを感じます」と語る田阪代表

こうして積極的に相談を受け続けた甲斐あってか、新規相談だけでなくセカンドオピニオンを求めて同事務所の戸を叩く依頼者も居るといふ。「相続問題に強い田阪裕章弁護士」が周囲に浸透しはじめている証拠と言えるだろう。そんな田阪代表は「人生の次のステップに進もうとする依頼者さんのお手伝いが出来るところに弁護士としてのやりがいを感じます」と語る。

「来所される依頼者さんの数だけ悩みがあります。悩みを抱えている状態とは即ち、その悩みに人生を足止めされているようなものなのです。そこで私が法律を用いて問題に決着をつける、あるいは一区切りを付けることで、人生の次のステップを踏み出していたら、そのために、如何にベストを尽くせるかといったところが弁護士としての腕の見せ所だと考えています」

相続問題は依頼者の生活に密接に関わる問題でありながら複雑化しやすい。それでも尚この問題へと積極的に取り

遺言書や事業承継は次世代へ遺産を引き継いでいく一大イベントであるからこそ、トラブルも多くなる。こういった相談を積極的に引き受ける原動力は「特に相続分野に特化したい」という田阪代表の考えだ。

「親族間の不平不満というのは知らず知らずの内に蓄積していくものです。これが相続をきっかけとして噴出するわけですが、その背景があるからこそ、1件1件に真摯に向き合わなければなりません。『できることは全てやり尽くした』と言えるように心掛けています」

依頼者の意向に沿い、相続問題解決を目指す 依頼者が人生の次のステップへと歩を進めるきっかけを提供

しまいやすいのは、被相続人と推定相続人が同居しているというケースです。その環境下でお金の管理がルーズだと、被相続人の財産からお金が流出してしまうということが起こりかねません。被相続人と推定相続人が親子関係にある場合は使い込みを増長させてしまう恐れもあります。『親子だからこれくらいは許されるだろう』と考えてしまうのです。親は親、子は子と考えて遺産をしっかりと管理すべきです」

また、田阪代表が実際に担当したケースで、遺言執行者（遺言の内容を実現させるための手続きの担い手）がその立場を利用して遺産を横領しようとした事件もあったという。

「遺言執行とは無関係な費用を経費として処理していたのです。この件は刑事事件にまで発展し、最終的には遺言執行者から相続人へ約700万円を支払うことを条件に和解が成立しました」

こうした一方、遺産の使い込みを疑われて困っているというケースも。「たとえば高齢になった被相続人が、相続人である子どもたちの内1人に財産管理を依頼したとします。すると、そこで財産についての情報格差が産まれます。同じ相続人という立場である他の兄弟や親族は財産管理をしていた人物へ『遺産を使い込んでいるかもしれない』と疑いの眼差しを向けてしまい、いくら説明しても納得してもらえなくなるのです」

こうした「遺産の使い込み」トラブルに対する有効打は「証拠を残すこと」だと田阪代表。

「財産の使用用途、目的を第三者から見ても分かるようにしておくのです。もしもの時、領収書などの有無で解決に向けての見通しが変わります」

PROFILE

田阪 裕章 (たさか・ひろあき)

1974 年生まれ、京都市出身。
 1999 年、京都大学法学部卒業。旧郵政省（現総務省）入省。
 2003 年、特定非営利活動法人日本サステイナブル・コミュニティ・センター入社。
 2004 年、京都産業大学大学院法務研究科（ロースクール）入学。
 2007 年、最高裁判所司法研修所（司法修習生）。
 2008 年、司法修習修了・弁護士登録（大阪弁護士会）。

【所属・活動】
 大阪市消費者保護審議会委員（元）、大阪武道振興協会監事（現）、大阪弁護士会。

INFORMATION

田阪法律事務所

<https://souzoku.t-bengo.com/>



所在地
 〒 530-0003
 大阪市北区堂島 1-1-5
 関電不動産梅田新道ビル 4F
 TEL 050-3628-2026（新規受付専用ダイヤル）
 06-6676-8322（依頼者専用ダイヤル）

業務内容
 遺産調査、遺産分割、使途不明金、
 遺言無効、遺留分、共有物分割

アクセス
 大阪メトロ御堂筋線・京阪本線「淀屋橋」駅より徒歩 4 分、
 京阪中之島線「大江橋」駅より徒歩 3 分、
 JR 東西線「北新地」駅より徒歩 7 分、
 JR「大阪」駅より徒歩 9 分

電話受付時間
 〈月～日・祝〉9：00～20：00

設立 2024 年

理念
 「徹底的な調査と検討で、あなたにとって最適な決断を実現します」



各駅より徒歩数分の便利な立地に位置する田阪法律事務所

組み続ける姿勢には、依頼者が抱える悩みを「人生」というス
 ケールで捉え、解決を目指していく田阪代表のやる気と意気込み
 が感じられる。
 「いざ相続について考えようとしても、自分が居なくなった未来の
 イメージが湧きづらく、なかなか具体的に話を進めることが出来
 ない、といった方は多いと思います。また、自分だけで解決しよ
 うとした結果、ケースが長期化・複雑化してしまう場合もありま
 す。当事務所では出来るだけ依頼者さんのご意向に沿った形での
 解決を心掛けていますから、まずはご相談いただきたい。そうし
 て、解決の糸口を一緒に探って参りたいと考えております」
 トラブルはいつも思わぬタイミングで表出する。だからこそ、
 田阪代表のような冷静かつ親身になってくれる心強い味方が求め
 られるのだ。